

部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドラインについて

このことについて、部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドラインを策定しましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和5年6月2日

あいちの学び推進課

保健体育課

部活動の地域移行・地域連携の進め方 に関するガイドライン

2023年6月

愛知県・愛知県教育委員会

目 次

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 1 本ガイドラインについて | 2 |
| (1) 本ガイドラインの目的 | |
| (2) 取組の方針 | |
| 2 市町村における地域移行・地域連携の進め方 | 3 |
| (1) 方針の決定まで | |
| ア 地域の実情把握 | |
| イ 運営に係る協議会の設置（運営方針等の決定） | |
| (2) 情報の発信 | |
| (3) 地域移行を行う場合 | |
| (4) 部活動の地域連携を行う場合 | |
| 3 地域移行を行う場合の留意点 | 5 |
| (1) 参加者 | |
| (2) 運営団体・実施主体 | |
| (3) 指導者（①指導者の質の保障 ②適切な指導の実施 ③指導者の量の確保 ④教師等の兼職兼業） | |
| (4) 活動内容の決定 | |
| (5) 適切な休養日等の設定 | |
| (6) 活動場所 | |
| (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減 | |
| (8) 保険の加入 | |
| (9) 学校との連携等 | |
| 4 部活動の地域連携を行う場合の留意点 | 12 |
| (1) 部活動指導員や外部指導者の積極的活用 | |
| (2) 合同部活動の取組の推進 | |
| (3) 学校種を越えた合同練習の実施 | |
| (4) 地域のスポーツ・文化芸術団体等との協働・連携 | |
| 5 研修の実施 | 14 |
| 資料 1 地域移行のパターン（例） | 15 |
| 資料 2 教師等の兼職兼業について | 19 |
| 資料 3 部活動の地域移行・地域連携 チェックリスト | 26 |
| 資料 4 部活動の地域移行・地域連携の段階的な推進スケジュール | 28 |
| 《付録》 | |
| 部活動の地域移行・地域連携に関する Q & A | 29 |

はじめに

- 部活動は、現行の学習指導要領において学校教育の一環として位置づけられており、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の好ましい人間関係を構築したり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。
- しかしながら、部活動を巡る状況は、近年、特に持続可能性という面でその厳しさを増しています。少子化が進む中、これまでと同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては、存続が危ぶまれています。また、学校において働き方改革が求められる中、部活動が教師の長時間勤務の大きな要因の一つとなっていることから、改革が急務となっています。
- 今後、少子化の中でも、子供たちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会をもつことができるよう、学校と地域との連携・協働によって、部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、持続可能な環境整備を行うとともに、教師の負担軽減につながるしくみを構築する必要があります。
- 2020年に、文部科学省から部活動の段階的な地域移行について示されて以降、2022年の8月までに開催された地域移行に関する検討会議の提言を経て、同年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が通知され、2023年度から2025年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて、部活動の段階的な地域移行・地域連携を進めることとされました。
- 本県としては、こうした国の動向を踏まえ、関係各所から御意見をいただきながら、部活動の地域移行・地域連携の進め方を示した本ガイドラインを策定しました。
- 各市町村においては、本ガイドラインを参考に、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、教員の働き方改革の推進の両立に向けた、部活動の地域移行・地域連携の取組を進めていただきますようお願いいたします。

2023年6月

愛知県・愛知県教育委員会

1 本ガイドラインについて

(1) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、国が示した改革推進期間における公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の部活動の地域クラブ活動への移行（以下「地域移行」という。）並びに部活動指導員・外部指導者の積極的な配置及び合同部活動の導入等によって生徒の活動環境を確保する地域連携（以下「地域連携」という。）の進め方等を明らかにすることで、市町村における休日の部活動の地域移行・地域連携の取組に資する。

※「地域クラブ活動」

部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域のスポーツ・文化芸術団体等が主体となり、部活動に代わるスポーツ・文化芸術に親しむ機会を生徒に提供する活動。

※「地域移行」と「地域連携」の関係

学校や地域の実情によって「地域移行」が困難な場合には、当面、部活動指導員や外部指導者として地域の人材を活用したり、複数の学校で合同練習を行ったりするなど、部活動の「地域連携」を進める。

(2) 取組の方針

ア 公立中学校等において、生徒のスポーツ・文化芸術活動が持続可能な活動となるよう、部活動の地域移行・地域連携の取組を進める。

イ 地域移行・地域連携に当たっては、市町村の関係部署や地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者が連携・協働して、段階的・計画的に取り組む。

ウ 休日における地域の環境整備を着実に進めることとし、平日については実情に応じて取り組む。

2 市町村における地域移行・地域連携の進め方

市町村において、部活動の地域移行に向けた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。学校や地域の実情によって地域移行が困難な場合には、当面、地域連携を進めることになるが、地域移行・地域連携のいずれを行う場合にも、多くの関係者が連携・協働し、段階的・計画的に取り組む必要がある。

(1) 方針の決定まで

ア 地域の実情把握

市町村は、部活動の地域移行・地域連携に取り組む前に、まずは、地域の実情を把握する。

- 部活動の現状把握
(各中学校の部活動数、生徒の参加人数、指導者数、活動場所の状況、用具等)
- ニーズの把握
(生徒と保護者のニーズ、学校や地域の意向)
- 地域のスポーツ環境・文化芸術環境の全体像の把握
(施設・設備、人材、財源等)

イ 運営に係る協議会の設置（運営方針等の決定）

市町村は、地域移行・地域連携に向けた新たなしくみを作るため、運営に係る協議会を設置し、地域の実情を踏まえつつ、将来を見据えて運営方針等を決定する。

- 運営に係る協議会の設置及び実施
- 地域移行又は地域連携の方向性の決定
(地域、学校、部活動単位で地域移行するのか、又は地域連携するのかを地域の実情やニーズに応じて決定する。)
例：〇〇中学校 サッカー部は、地元企業が運営する地域クラブ活動へ移行（地域移行）
吹奏楽部は、△△中学校との合同練習を実施（地域連携）
- 具体的な取組の内容、スケジュール等の決定
- 学校関係者、保護者、生徒、地域のスポーツ・文化芸術団体に対する協議の進捗状況等の周知

(2) 情報の発信

市町村は、協議会で決定した事項や運営方針等について、地域のスポーツ・文化芸術団体や学校関係者に向けて発信し、情報を共有するとともに、地域における意思の統一を図る。

また、保護者、生徒に対して周知を図る。

(3) 地域移行を行う場合

市町村は、地域に現存する各種団体を活用したり、運営団体・実施主体を自ら立ち上げたりして、地域移行の詳細を決定する。

- 参加者 ⇒ p5
- 運営団体・実施主体 ⇒ p5
- 指導者
 - ・ 指導者の質の保証 ⇒ p6
 - ・ 適切な指導の実施 ⇒ p6
 - ・ 指導者の量の確保 ⇒ p7
 - ・ 教師等の兼職兼業 ⇒ p7
- 活動内容の決定 ⇒ p8
- 適切な休養日等の設定 ⇒ p9
- 活動場所 ⇒ p10
- 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減 ⇒ p10
- 保険の加入 ⇒ p11
- 学校との連携等 ⇒ p11

(4) 部活動の地域連携を行う場合

市町村は、各学校等と相談し、部活動指導員や外部指導者として地域の人材を活用したり、複数の学校で合同練習を行ったりするなどの地域連携の方法を決定する。

- 部活動指導員や外部指導者の積極的活用 ⇒ p12
- 合同部活動の取組の推進 ⇒ p13
- 学校種を越えた合同練習の実施 ⇒ p13
- 地域のスポーツ・文化芸術団体等との協働・連携 ⇒ p13

3 地域移行を行う場合の留意点

「地域クラブ活動」は、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展しつつ、地域の運営団体・実施主体のもと、学校と地域の連携・協働によって実施されることが重要である。

また、地域クラブ活動は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となる必要がある。

これらのことを踏まえ、地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等についての留意点を以下に示す。

(1) 参加者

従来の部活動に所属していた生徒はもとより、部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域スポーツ団体・文化芸術団体等の整備充実を支援する。その他、地域の実情に合わせて、新たな団体を立ち上げることも考えられる。

また、運営スタッフについては、既存の団体に所属するスタッフのみならず、新たに雇用することも考えられる。

⇒ p15 資料1：地域移行のパターン（例）

《想定される団体等》

- | | | |
|------------------------|------------|------------|
| ○総合型地域スポーツクラブ | ○スポーツ少年団 | ○体育・スポーツ協会 |
| ○競技団体・文化芸術団体 | ○プロスポーツチーム | ○クラブチーム |
| ○フィットネスジム | ○民間企業 | ○大学 |
| ○地域学校協働本部や保護者会 | ○市町村 | ○同窓会 |
| ○学校の運動部・文化部が統合して設立する団体 | | |

(3) 指導者

生徒が地域クラブ活動においてスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するためには、質と量の両面から指導者を確保するとともに、適切な指導が行われるようにすることが必要である。

① 指導者の質の保障

- 専門性や生徒を指導する資質・能力を有する指導者を確保する。
- 生徒の多様なニーズに応えられる指導者を養成するための取組を進める。
- 指導技術の担保のみならず、暴言や体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント等の禁止など、指導者の資質向上に係る研修を定期的実施する。

⇒ p14 「5 研修の実施」

② 適切な指導の実施

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加する生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、暴言や体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。

また、中央競技団体又は部活動に関わる各分野の関係団体が作成した、部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、指導を行う。

市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して、適宜、指導助言を行う。

- 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止、合理的かつ効率的・効果的な練習の導入を積極的に行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得し、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるようにする。

特に、練習が過度な負担とならないように留意する。

③ 指導者の量の確保

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体等の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- 市町村が域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備することも考えられる。その場合は、県との連携にも留意する。
- 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じてICTを活用した遠隔指導ができる体制の整備についても検討する。

※ 愛知県内には、積極的に地域貢献を実践している民間企業が数多くある。また、大学も多数存在している。これら民間企業や大学と連携し、指導者となる人材を確保することも可能である。

④ 教師等の兼職兼業

- 市町村教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- 市町村教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長による事前確認等も含め、検討した上で兼職兼業を許可する。

⇒ p19 資料2：教師等の兼職兼業について

(4) 活動内容の決定

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

その際、これまでの部活動のように、単一種目での取組だけでなく、複数の種目を選択できるようにしたり、地域の実情に合わせた種目を取り入れたりする。

《想定される活動等》

- 競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動
- 休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動
- レクリエーション的な活動
- シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動
- 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動
- アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動

※ 複数の活動を同時に体験することも考えられる。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。そのため、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、部活動に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、協議会等の場も活用して、調整を図ることが必要である。

《活動時間》

- 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。
平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 地域クラブ活動を週末等の休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じて行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。
- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

(6) 活動場所

生徒が地域においてスポーツ・文化芸術活動を行う機会を確保するためには、十分な数の体育・スポーツ施設や文化芸術施設の確保が不可欠であり、各地域において活動場所を確保することが必要である。

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間企業等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設の活用も検討する。
- 市町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に委託するなど、当該団体等による安定的・継続的な運営を促進する。
- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- 市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

- 市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮している家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。
- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等が有する施設の利用や、設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄付等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) 保険の加入

地域クラブ活動は、部活動と異なり災害共済給付制度の対象外であるため、指導者や生徒が安心して地域でスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、スポーツ保険等に参加する必要がある。あわせて、自身の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合等も踏まえて、個人賠償責任保険も必要となる。

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に参加するよう促す。スポーツ保険としては、公益財団法人スポーツ安全協会によるスポーツ安全保険などがある。
- 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加する生徒に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

(9) 学校との連携等

地域クラブ活動は、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域が相互に連携・協働していくことが大切である。

- 地域クラブ活動と部活動の間では、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。
- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- 市町村教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう配慮する。

4 部活動の地域連携を行う場合の留意点

部活動の地域移行が困難な場合には、当面、部活動指導員や外部指導者として地域の人材を活用したり、複数の学校で合同練習を行ったりすること（合同部活動）などにより、生徒の活動環境を確保する。

(1) 部活動指導員や外部指導者の積極的活用

市町村教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

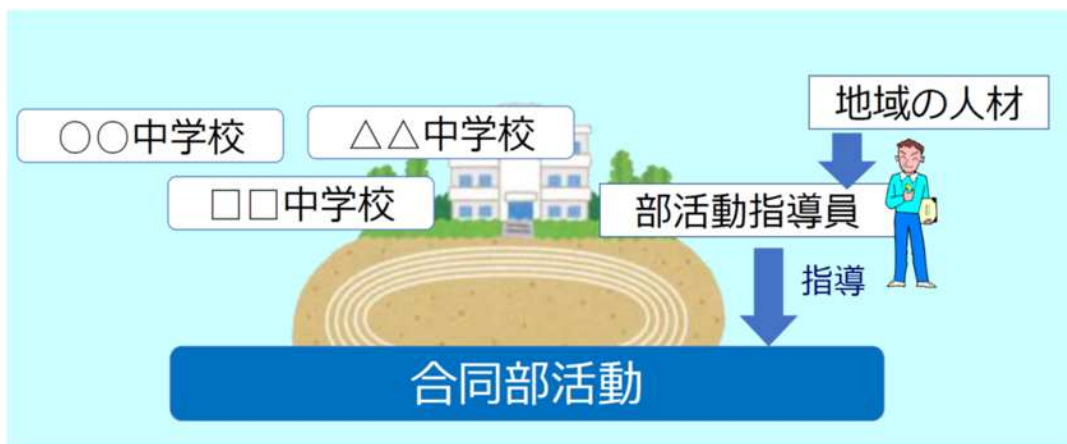
また、教師ではなく部活動指導員が顧問となって指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

部活動指導員が十分に確保できない場合には、外部指導者を配置し、必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。



(2) 合同部活動の取組の推進

市町村教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者を配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動の取組を推進する。



(3) 学校種を越えた合同練習の実施

市町村教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越えて、高等学校、大学及び特別支援学校等との連携を図り、合同練習を実施することで、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

(4) 地域のスポーツ・文化芸術団体等との協働・連携

市町村教育委員会及び校長は、地域のスポーツ・文化芸術団体等が地域で実施している分野と同じ分野の部活動については、練習を共同で実施するなど、連携を深める。

休日に限らず平日においても、できるところから、地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やしていくことが望ましい。

5 研修の実施

中学生に適切な指導を行うためには、様々な知識やスキルが必要であることから、指導者の資質向上のための研修を定期的実施する必要がある。

《研修内容の例》

- 1 部活動の地域移行又は地域連携の制度
(指導者の身分、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等)
- 2 暴言や体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント、保護者の信頼を損ねるような行為の禁止
- 3 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- 4 学校の部活動を担当する教師等との情報共有
- 5 安全・傷害予防に関する知識及び技術
- 6 大会・コンクール、練習試合等の引率
- 7 事故が発生した場合の現場対応
- 8 女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- 9 保護者への対応
- 10 会計管理を含む管理運営 (部活動指導員)
- 11 服務 (部活動指導員)

資料 1 : 地域移行のパターン（例）

市町村は、想定する実施主体によって、「パターン①」又は「パターン②」を選択して実践する。

いずれかのパターンを選択するだけにとどまらず、地域の実情に応じて工夫するなど、検討しながら進める。

あるいは、こうしたパターンを選択せず、独自の取組を進めることも考えられる。

パターン①（実施主体が指導者を抱えている場合） ⇒ 「p16」

総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツ少年団・文化芸術団体等が実施主体となるよう運営を委託し、指導者の派遣も担ってもらうパターン。

パターン②（実施主体が指導者を抱えていない場合） ⇒ 「p17」

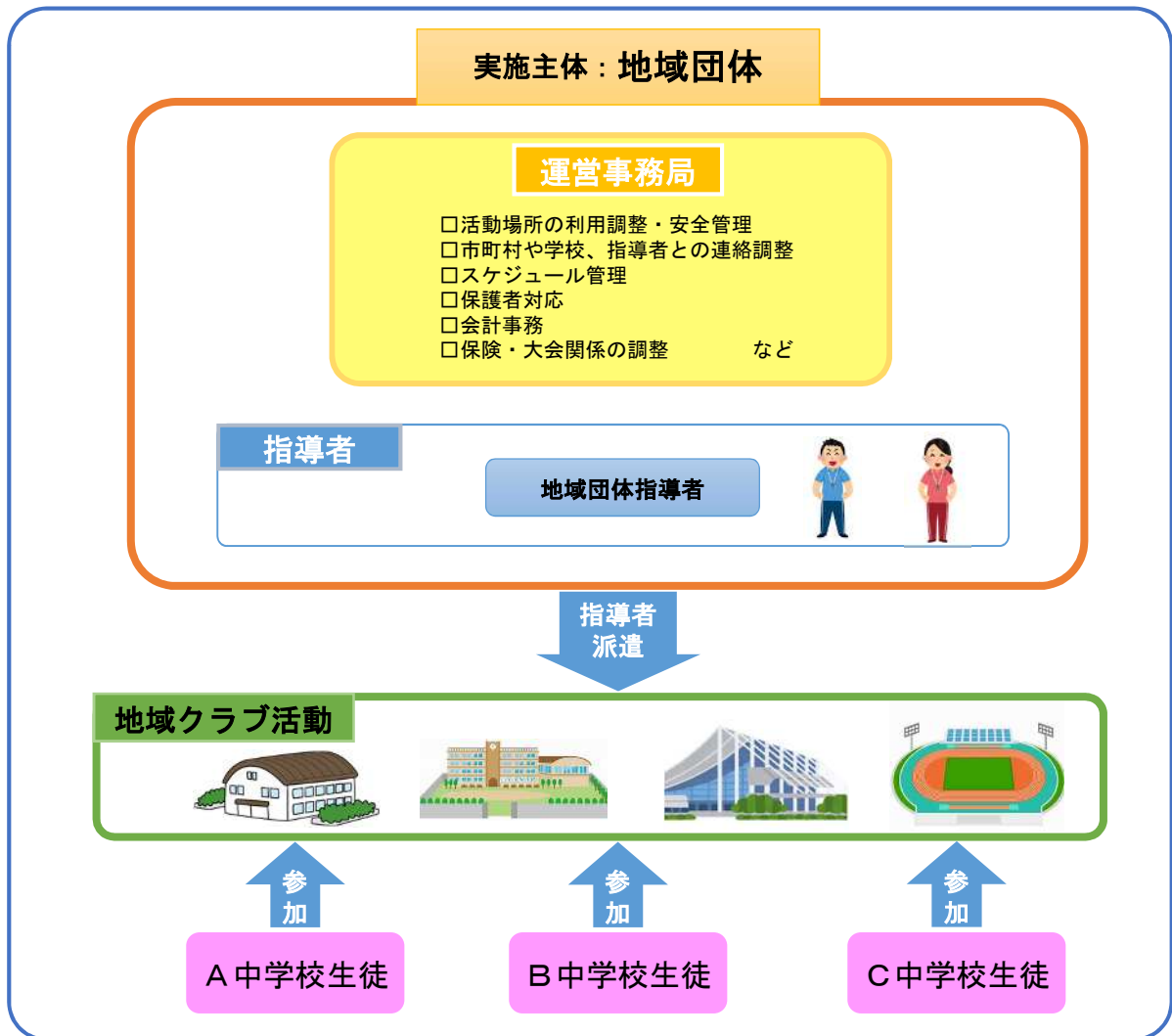
市町村、保護者会、新たに設立した団体等が実施主体となり、地域のスポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業等と連携して、指導者の派遣を行うパターン。

パターン① 実施主体が指導者を抱えている場合

実施主体の例：総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、文化芸術団体 等

- ・上記の地域団体が地域クラブ活動の実施主体となり、運営事務局や指導者の派遣を担う。

○ 体制イメージ



《留意点》

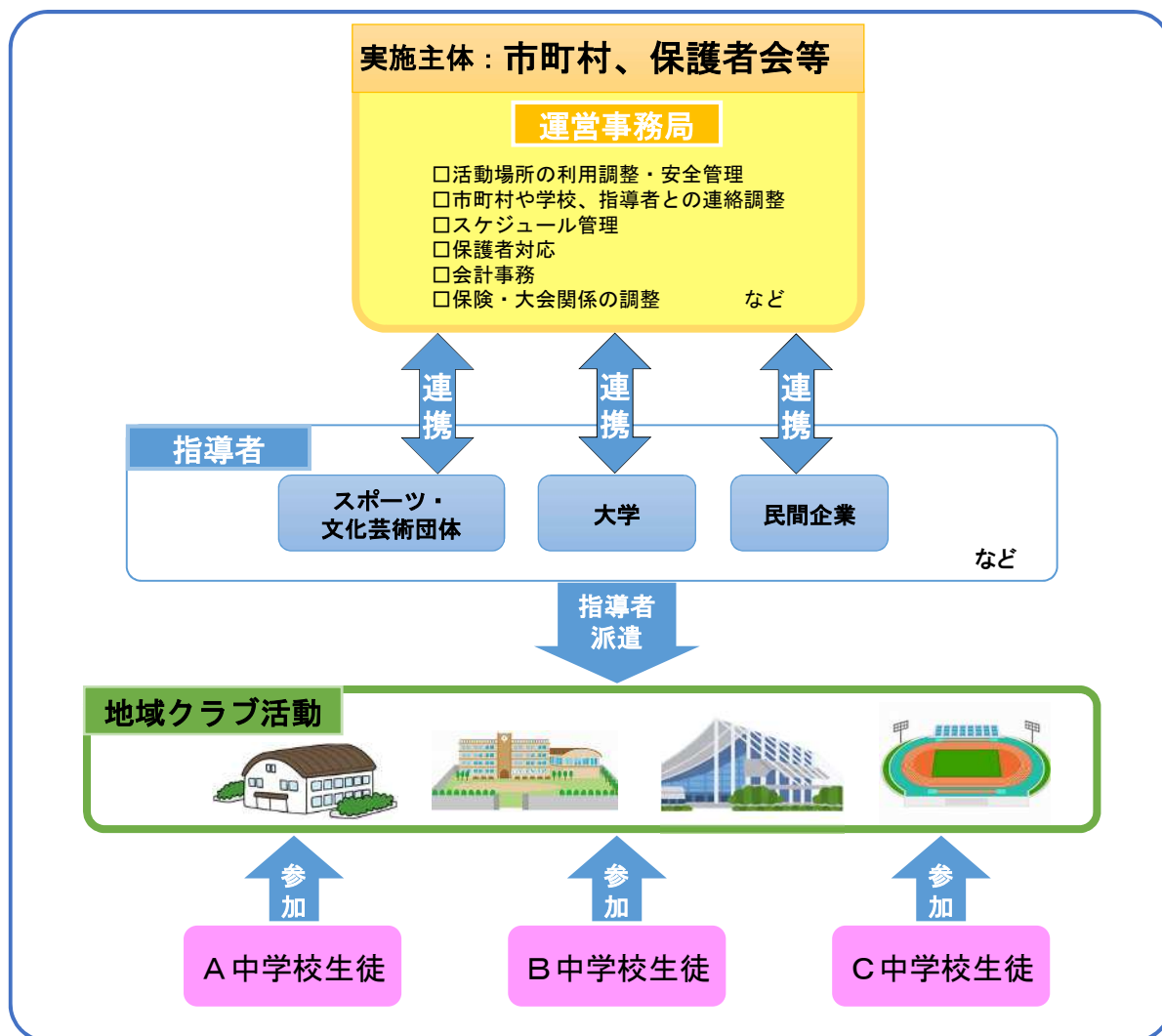
- ・中学生だけの活動にこだわらず、多様な年代との交流を生かした活動を考える。
- ・参加する種目によって保護者の負担に大きな差が出ないように配慮する。

パターン② 実施主体が指導者を抱えていない場合

実施主体の例：市町村、保護者会、新たに設立した団体 等

- ・市町村、保護者会、新たに設立した団体等が地域クラブ活動の実施主体となり、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業等と連携して、指導者の派遣を行う。

○ 体制イメージ

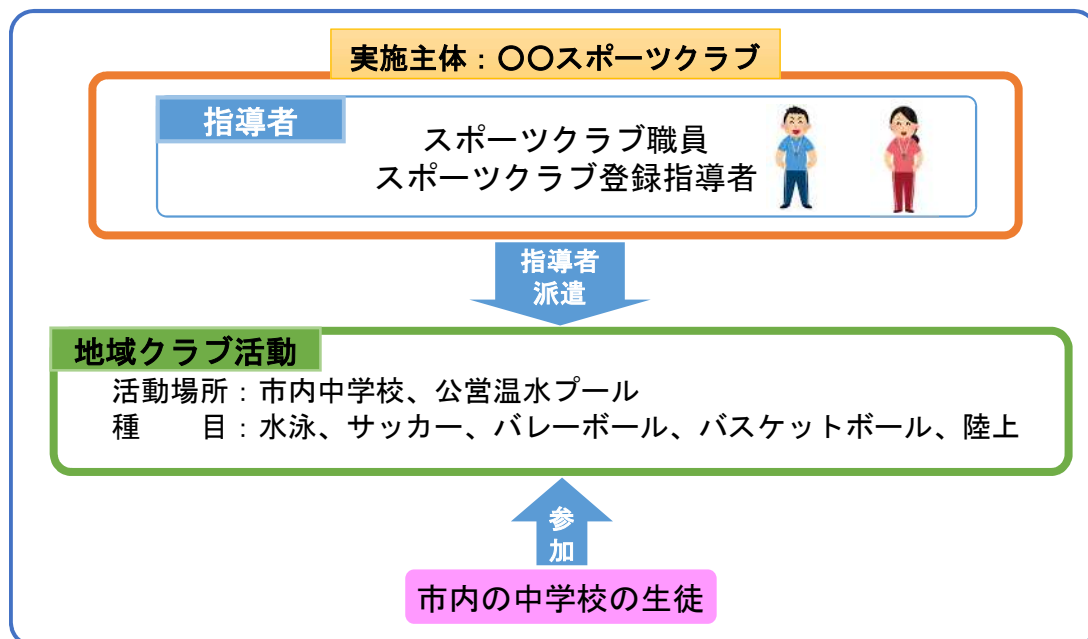


《留意点》

- ・実施主体と指導者の所属団体が異なるため、運営事務がやや煩雑になる。
- ・指導者は、地域のスポーツ・文化芸術団体や大学、民間企業等と連携して確保する。県が整備する人材バンクの活用も考慮する。
- ・連携先によっては、指導者への謝金が高額になる可能性がある。

令和4年度 地域運動・文化部活動推進事業の実践事例

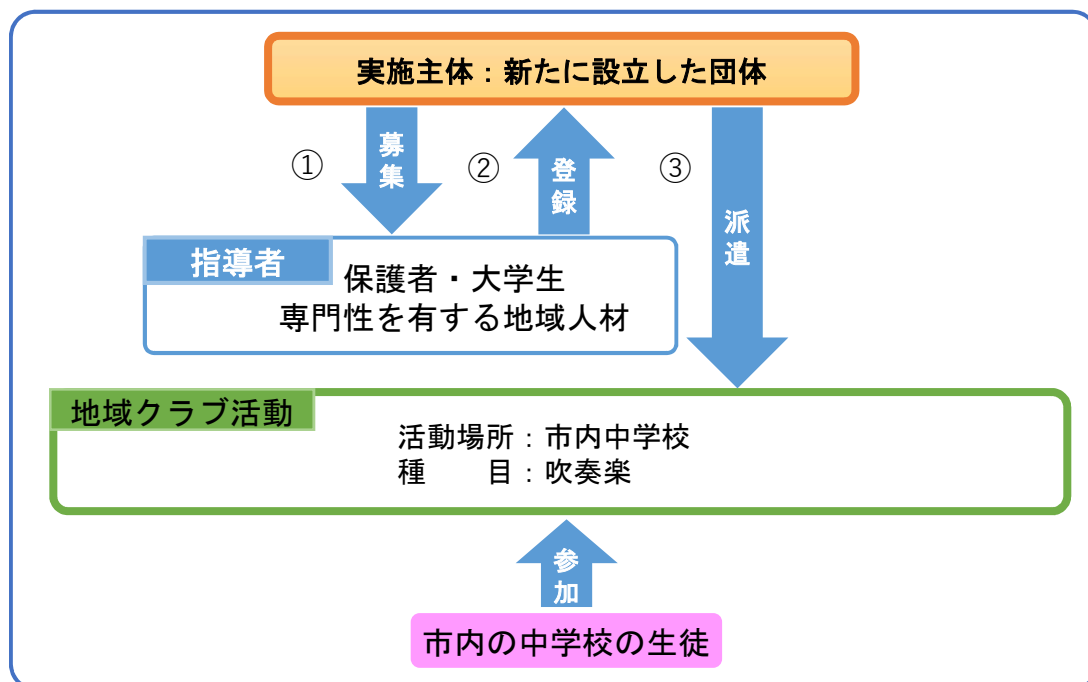
○ 総合型地域スポーツクラブを実施主体とした事例（パターン①）



《成果》

- ・指導者不足で廃部となっていた水泳部を復活できた。

○ 新たに設立した団体を実施主体とし、地域と連携した事例（パターン②）



《成果》

- ・地域クラブ活動の指導者による個々の楽器の指導が、教師の負担軽減だけでなく、生徒の技術や意欲の向上につながった。

資料 2 : 教師等の兼職兼業について

(1) 兼職兼業の考え方

○ 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、

- ① 当該教師等が希望する場合であって、
- ② 地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
- ③ サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合には、

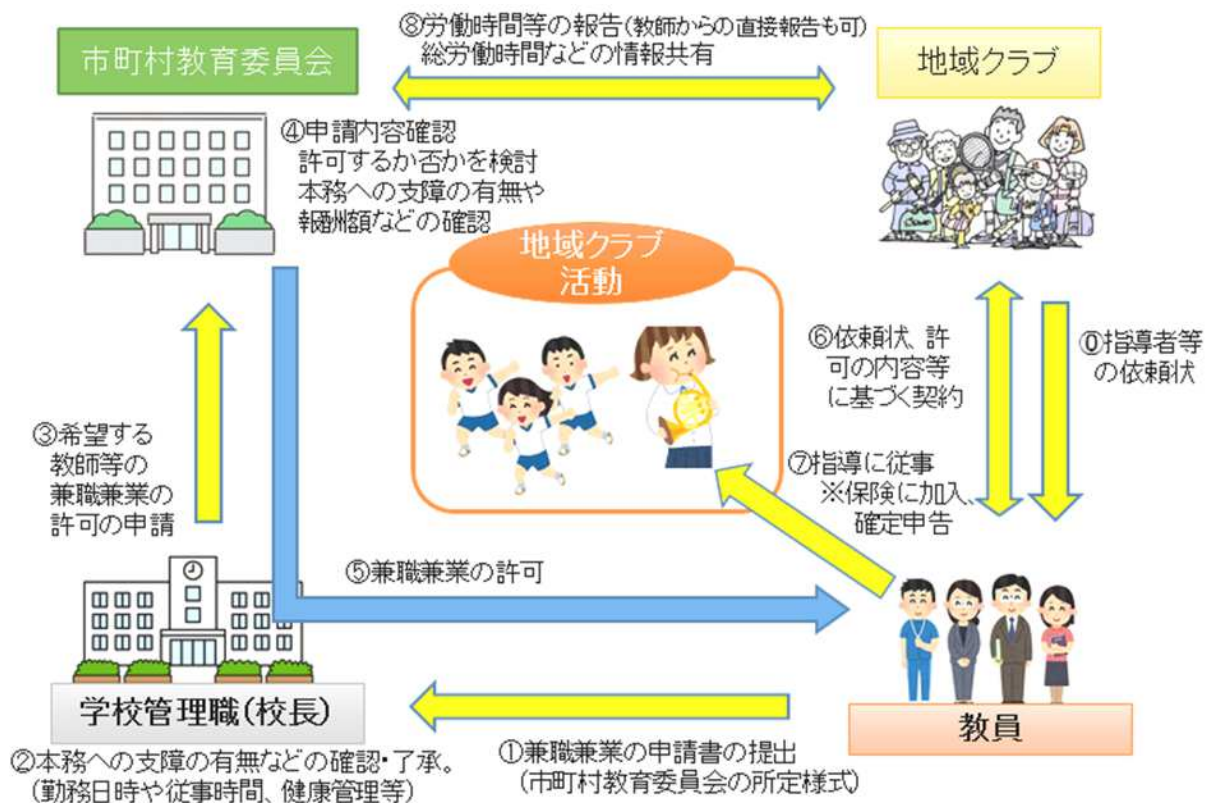
兼職兼業を行うことが可能である。

※ パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要

○ 上記の法律や各地方公共団体における条例や規則等の関係法令に基づき、教師等の本務に支障がないかどうか等も考慮し、適切に対応をする必要がある。

⇒ p25 （参考）教師等の兼職兼業に関する法律条文及び通知等

(2) 兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（イメージ）



(3) 兼職兼業の許可の判断を行う際のポイント

- 当該教師等が希望していること。
- 学校運営に支障がないこと。
- 保護者や地域住民への説明責任が果たせる業務であること。
- 学校や教師等への信用を失墜させないこと。
- 教師等の心身の健康を確保すること。

(4) 地域団体（地域クラブ）での指導や大会運営等に従事する場合の留意事項

- 教師等としての指導と、地域団体（地域クラブ）の職員等としての指導は、明確に区別する必要がある。
- 地域クラブ活動の際に事故が発生した場合は、地域団体（地域クラブ）や大会の主催者が責任を負うことになる。
ただし、業務委託の場合は、個人として責任を負う場合があるので、事前に、契約の内容や大会運営団体としての保険加入について確認をする必要がある。
- 教師等としての勤務が急遽必要となった場合には、当該勤務に当たることができるようにしておく必要がある。
- 教師等が地域団体（地域クラブ）の業務に従事するに当たっては、生徒等の個人情報取り扱いに留意する。

(5) 平日に地域団体（地域クラブ）において指導等をする場合の留意事項

- 当該活動の指揮命令系統、活動の実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等が実質的に学校の業務と区分けされているかについて、個別具体の活動ごとに整理する必要がある。
- 当該活動が実質的に学校の業務の一部とみなされる場合には、兼職兼業の対象ではなく、当該学校の教師等の職務として行われるものとして扱われることがある。

(6) 関係者が行うこと

〔市町村教育委員会〕

- 指導を希望する教師等が兼職兼業により、地域団体（地域クラブ）の業務に従事できるようなしくみを作る。
- 教師の申告、地域団体（地域クラブ）や学校と連携により、以下の確認をする。
 - ① 地域団体（地域クラブ）の事業内容
 - ② 地域団体（地域クラブ）における当該教師等の雇用形態・期間や業務内容
 - ③ 労働時間通算の対象となるか否か
 - ④ 当該教師等の労働時間・在校等時間 ※ 許可後も定期的に確認する。
- 兼職兼業の可否の判断をする。
- 教師等の健康確保に必要な措置を講ずる。
（健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックなど）
- 地域連携・地域移行について、取組の背景や方針、具体的な内容等について、保護者や地域住民にわかりやすく周知する。（県が作成したチラシの活用など）

〔兼職兼業を希望する教師等〕

- 適切に申請等の手続きを行う。
- 地域団体（地域クラブ）における業務内容や労働時間、自身の健康状態等について教育委員会に報告等を行う。
- 地域団体（地域クラブ）に確認のうえ、事故等に備えた保険に加入する。
- 必要に応じて確定申告等を行う必要があることに留意する。
- 判断に迷うことがあれば、校長等や教育委員会、関係諸機関に相談する。

〔学校管理職（校長）〕

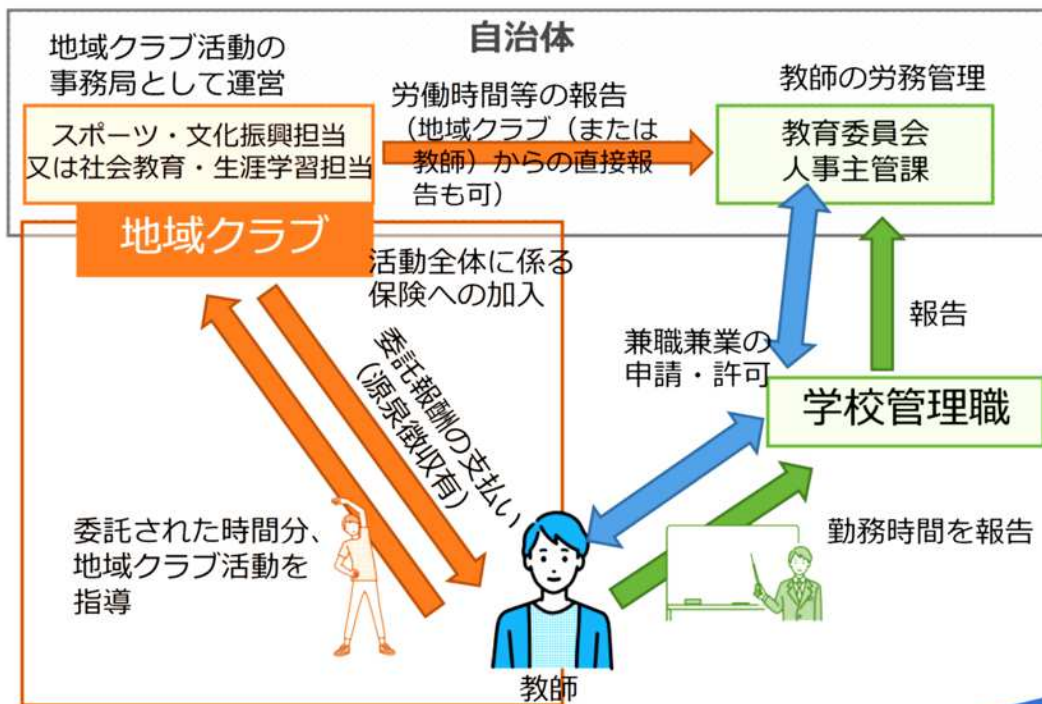
- 本人の意思等をよく確認する。
- 本務への支障の有無などを確認のうえ、希望する教師等の兼職兼業の許可の申請をする。
 - ※ 勤務時間や健康管理等の観点から、当該教師の本務や健康に本当に支障がないか、当該教師等の勤務実態を把握している学校管理職が責任をもって確認することが重要。
- 許可後についても、教育委員会や運営団体とも連携し、サービス監督上問題が生じていないか等について適切に把握する。

〔地域団体（運営団体・実施主体）〕

- 教師等を指導者として雇用等する際には、居住地の変更や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。
- 厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会と連携して、それぞれにおいて労働時間等の全体管理を行う。
- 指導者や参加する生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

兼職兼業の形態 例①

- 自治体が運営主体となる地域クラブにおいて委託を受けて指導する例

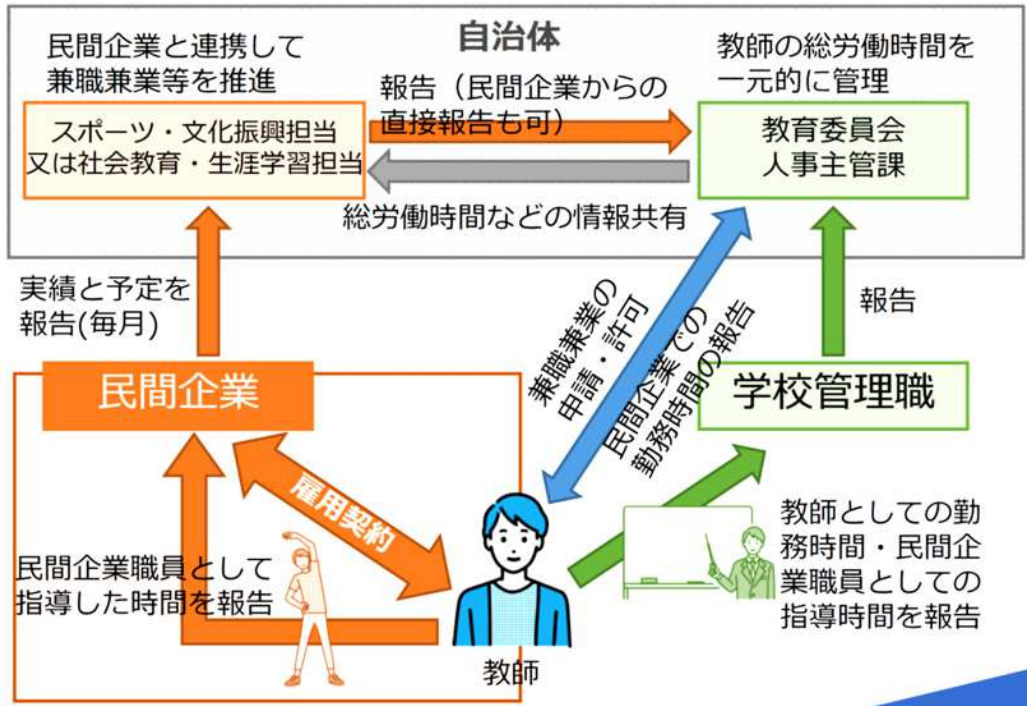


※ 業務委託の形になるため、労働時間の通算は必要ないが、教師等の健康管理の観点から、人事主管課において労働時間を一元的に管理する。

活動中の事故等の責任は、個人に帰される場合があるため、事前に業務委託契約の内容を十分に確認し、個人として保険に加入する必要がある。

兼職兼業の形態 例②

○ 民間企業から雇用されて指導する例



※ 従来の休日の部活動指導時間分に対し、民間企業から時間外労働としての割増された賃金が支給される

活動中の事故等の責任は、一義的には運営団体としての民間企業が負う。

兼職兼業の形態 例③

○ ボランティアとして指導する場合

地域クラブ活動において指導を希望する教師等が、休日等の業務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で指導する場合は、教育委員会の兼職兼業の許可は不要である。

ただし、ボランティアであったとしても、労務の対価として謝礼があるもの(有償ボランティア)については、教育委員会の兼職兼業の許可が必要となる。

○ 大会スタッフとして大会運営に参画する場合

大会のスタッフとして大会運営への参画を希望する教師等は、大会の主催者から、大会主催者のスタッフとなることを委嘱され、大会主催者の一員として大会に従事することとなる。

大会主催者が官民であるかにかかわらず、委嘱報酬を得て従事することになるので、教育委員会の兼職兼業の許可が必要となる。

(参考) 運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて (整理表)

| 運営主体 | 自治体 | 民間の地域団体 (民間企業、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等) | | | その他 |
|-----------|------------|--|------------|-------------|----------|
| 勤務形態 | 委託(委嘱) ※1 | 雇用 | 業務委託・請負 ※1 | 有償ボランティア ※3 | 無償ボランティア |
| 指揮命令権者 | (教師等本人) | 運営主体(企業等) | (教師等本人) | (教師等本人) | (教師等本人) |
| 賠償責任 | 教師等本人 | 運営主体(企業等) | 教師等本人 | 教師等本人 | 教師等本人 |
| 兼職兼業許可手続き | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 不要 |
| 給与等の性質 | 謝金(委託報酬※2) | 賃金 | 売上 | 謝礼 | — |
| 労基法の適用関係 | | | | | |
| 最低賃金 | 適用なし | 適用 | 適用なし | 適用なし | 適用なし |
| 36協定 | 無 | 必要 | 無 | 無 | 無 |

- 労働基準法上、労働時間の通算の必要がない場合においても、過労等により教師等としての業務に支障を来さないようにする観点から、教師等の申告等により就業(従事)時間を把握し、在校等時間を含めて就業(従事)時間の合計が長時間とならないよう配慮することが望ましい。

※1 委託・請負といった契約の形式や名称にかかわらず、実態として指揮命令権者が企業等であるなど、その実態に応じて判断した結果、雇用契約と認められる場合がある。

※2 講演料や原稿料などの謝金以外については、地方公務員法第38条第1項にいう「報酬」に該当。

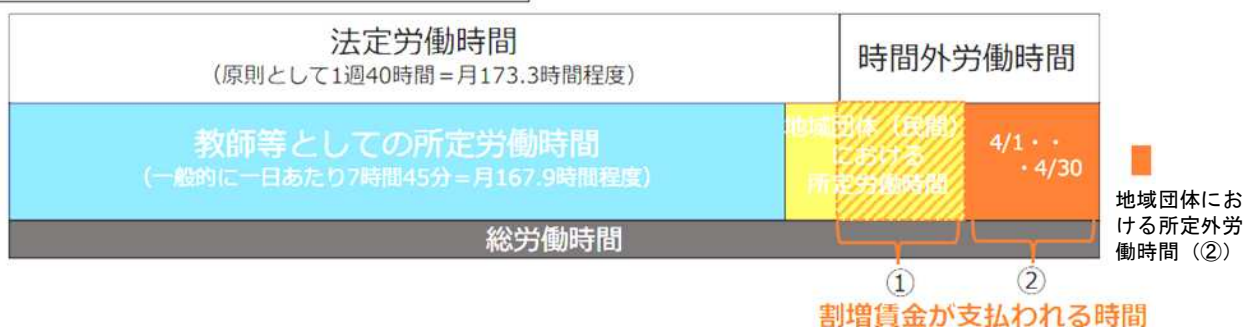
※3 有償ボランティアとは、労務の対価として謝礼があるものであり、交通費等の実費弁償の範囲内の支給は含まず、その有無は問わない。

(参考) 時間外労働・割増賃金について

- 兼職兼業の開始前において、学校における所定の勤務時間と民間の地域団体における所定の労働時間を通算する。
この通算した労働時間が法定労働時間を超える場合、この超過部分が時間外労働(①)となる。
- 兼職兼業の開始以降において、学校における所定外労働時間と民間の地域団体における所定外労働時間を日ごとに順に通算する。
この通算した地域団体における労働時間について、法定労働時間を超える部分がある場合、この超える部分も時間外労働(②)となる。
- ①②について、当該時間外労働を行わせる民間の地域団体と従事する者との間において、労働基準法第36条に基づくいわゆる36協定の定めるところによって、かつ、労働基準法第37条の規定等に基づき割増賃金を支払う必要がある。

(参考) 副業・兼業の促進に関するガイドライン(厚生労働省)

労働時間の通算の考え方(イメージ)



(参考) 教師等の兼職兼業に関する法律条文及び通知等

○ 地方公務員法（昭和25年法律第261号） （営利企業への従事等の制限）

第三十八条

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

- 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条により、県費負担教職員に対して適用する場合、「任命権者」は「市町村教育委員会」と読み替えられる。

○ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） （兼職及び他の事業等の従事）

第十七条

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

- 2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

○ 【文部科学省 令和5年1月30日付け事務連絡】

公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）

○ 【文部科学省 令和3年2月17日付け2初初企第39号】

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱いについて（通知）

○ 【文部科学省 令和4年12月27日付け4ス庁第1640号】

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（通知）

資料 3 : 部活動の地域移行・地域連携 チェックリスト

チェックリスト(1) <<準備段階>>

【方針の決定まで】

- 部活動の現状把握
(各中学校の部活動数、生徒の参加人数、指導者数、活動場所の状況、用具等)
- ニーズの把握
(生徒と保護者のニーズ、学校や地域の意向)
- 地域のスポーツ環境・文化芸術環境の全体像の把握
(施設・設備、人材、財源等)
- 協議会の設置
- 地域移行又は地域連携の方向性の決定
- 具体的な取組の内容、スケジュール等の決定
- 情報の発信



チェックリスト(2) 《実施段階》

【地域移行を行う場合】

- 運営団体・実施主体の決定
- 運営スタッフの確保（事務局、コーディネーター等）
- 参加する生徒の想定
- 活動を行う種目、活動内容等の決定
- 活動時間、休養日等の決定
- 活動場所の決定（用具保管場所、利用ルール等の確認を含む。）
- 会費・保護者等の負担軽減の検討
- 指導者や生徒の保険加入
- 学校関係者、保護者、生徒、地域スポーツ・文化芸術団体への説明・周知
- 生徒への募集案内
- 地域人材の発掘・募集・マッチング（人材バンクを活用）
- 教師等の兼職兼業制度の整備
- 指導を希望する教師等の把握・調査
- 指導を希望する教師等の手続きに係る説明会の実施
- 指導者の資質向上に係る研修の実施（暴言や体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント等の防止を含む）



【部活動の地域連携を行う場合】

- 部活動指導員や外部指導者の積極的活用
- 合同部活動の取組の推進、学校種を越えた合同練習の実施
- 地域のスポーツ・文化芸術団体等との協働・連携

資料 4 : 部活動の地域移行・地域連携の段階的な推進スケジュール



改革推進期間
(スポーツ庁・文化庁)

| | 2022年度 (令和4) | 2023年度 (令和5) | 2024年度 (令和6) | 2025年度 (令和7) | 2026年度以降 (令和8~) |
|------|---|---|---|-----------------|---|
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> 実践研究の実施 人材バンクの整備 説明会等の開催 ガイドライン改定 | <ul style="list-style-type: none"> 実証事業の実施 進捗状況を把握し、2024年度の施策に反映 | 進捗状況の検証を踏まえ、段階的に地域移行を進めるとともに、2026年度からの施策に反映 | | |
| 都道府県 | <ul style="list-style-type: none"> 推進計画の検討 移行パターン(例) 意見交換会 説明会 推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 部活動の地域移行等に向けた実証事業 人材バンクの設置 関係者への情報提供 中学校における部活動指導員の配置支援事業 部活動指導ガイドラインの見直し | | | |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> (拠点校)実践研究 部活動の実態把握 協議会の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情把握 運営方針等の決定 情報発信 運営団体・実施主体の決定、立ち上げ 指導者の確保 連携方法の決定 | | | <p style="text-align: center;">★順次、地域移行・地域連携の取組を実施</p> |

部活動の地域移行・地域連携に関するQ & A

※ 国の「部活動の地域移行に関する検討会議による提言」及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を基に、県教育委員会の考え方を示したものです。

① 生徒がスポーツ・文化芸術に親しむ場として、地域のスポーツ・文化芸術活動、自治体スポーツ・文化施設、民間教室などが考えられるが、行政、学校、指導者等の関係団体・関係者の連携をどのように図っていけばよいか。

まずは、行政が中心となって、学校、指導者等の関係団体・関係者と協議する場の設定が必要である。協議の場を通して、地域のスポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機としていくことが大切である。

② 地域移行を成功させるためには、取組の趣旨やねらいを地域住民や保護者、企業、各種団体等に理解してもらうことが不可欠である。県としてどのように周知していく予定か。

部活動の地域移行の全体像をわかりやすくまとめたリーフレットを県で作成する予定である。そのリーフレットを用いて地域住民や保護者、企業、各種団体等に説明をする機会を設けたり、イベントで配布したりするなど、市町村と一体となって周知・広報を行っていきたい。

③ 地域における生徒数が少ないなどの理由から、生徒だけに特化した活動を設置・運営できない場合は、どのようにしたらよいか。

生徒だけを対象とした活動を前提にせず、他の世代と一緒に参画する活動も検討する。その際、新たな活動の場を設置することだけでなく、既に他の世代向けに設置されている活動に生徒が加わることも考えられる。

④ 教師等が休日の地域クラブ活動で指導を行う場合の兼職兼業の条件はどのようなか。

教師等の兼職兼業の条件として、いわゆる「看板の架け替え」とならないようにすること以外に、①当該教師等が希望していること、②学校運営に支障がないこと、③保護者や地域住民への説明責任が果たせる業務であること、④学校や教師等への信用を失墜させないこと、⑤教師等の心身の健康を確保することなどが挙げられる。

⑤ 休日と平日の指導者が異なる場合に、指導方針の違い等により生徒に混乱が生じるおそれもある。それを避けるために必要なことは何か。

休日の活動と平日の活動で指導者が異なる場合には、状況に応じて、指導者間で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行う機会を各学校において設定するなど、緊密な連携を図っていく必要がある。

⑥ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働本しくみを部活動の地域移行に活用するにはどうすればよいか。

地域学校協働本部のコーディネーターが、学校運営協議会や地域学校協働本部の会議に参加して、期待される効果や具体的な活用方法などについて説明し、参加している地域の団体関係者に地域移行に対する協力を依頼する。また、コーディネーターが指導者との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。

⑦ 地域にスポーツクラブや文化芸術団体がない場合、部活動の地域移行はどのように進めればよいか。

市町村等が実施主体となり、大学や企業等と連携して、地域クラブ活動に指導者派遣を担ってもらうパターンが考えられる。連携先が見つからず、指導者派遣が困難な場合は、県の人材バンク等を活用することも考えられる。それでも地域移行が困難な場合は、部活動の地域連携を推進する。

⑧ 指導者の質の確保や次世代の指導者育成のしくみづくりをどのように進めればよいか。

専門家による合同練習会の実施や、研修動画を作成して外部指導者に視聴してもらうことなどが考えられる。また、外部指導者の確保が困難な地域においては、遠隔地の指導者からICTを活用して指導を受けるなど、地域の実情に応じた取組を進める。

⑨ 休日の部活動で学校施設を使用する場合、開錠・施錠などの施設管理は誰が行い、事故などの責任は誰が負うのか。

運営体制として、学校、利用団体、教育委員会等の担当部局、地域住民団体等の代表から構成される運営委員会を組織することが考えられる。その上で、運営委員会が学校と協議して施設管理の方法を定め、実施する。施設の破損や事故が発生した場合は、利用者が責任を持つ。そのために、指導者、参加する生徒ともに保険に加入することが必要である。

⑩ スポーツ・文化芸術団体等が学校施設を利用する場合、利用の調整を学校が行うと教師の負担が増大するおそれがあるが、どのようにすればよいか。

市町村が団体向けの利用ルール等を策定するとともに、指定管理者制度や業務委託の活用などにより、学校の負担が増大することなく利用調整を行うしくみを設けることなどが考えられる。

⑪ 休日の大会・コンクール等の引率や運営の多くを教師が担っている実態がある。これを改善するためにどのようにすればよいか。

市町村では、大会等の引率は部活動指導員や外部指導者、地域のボランティア等の協力を得るなどし、できるだけ教師が引率しない体制を整えていく必要がある。大会の運營業務については、主催者に対して人員確保を依頼する。

⑫ 指導者への報酬や地域クラブ活動の参加費については各市町村で定めることになると思うが、県から参考例を示す予定はあるか。

指導者への報酬や地域クラブ活動の参加費は、地域の実情や実施方法によっても変わってくるので、県から参考例を示すことは考えていない。国から示されている部活動指導員等の謝金を参考に、各市町村で謝金や参加費を検討していただきたい。

⑬ スポーツ・文化芸術等に親しむ活動への参加費が、保護者にとってこれまではない負担となる可能性があるが、どのように対応すればよいか。

各市町村では、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定し、活動に係る施設使用料も低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮している家庭に対して参加費を支援するなどの取組を進めることが考えられる。

⑭ 部活動の地域移行・地域連携に伴って、新たにどのような経費が必要になるか。また、それは誰が負担するのか。

指導者への報酬や学校に代わる活動場所の確保のための経費などが新たに必要になると考えられる。国は、受益者負担の観点から、保護者が負担することや地方自治体が減免措置等を講ずることが適切であるとしつつ、国による支援方策も検討するとしている。なお、新たな経費をできる限り抑える工夫については、今後県でも検討していく予定である。

⑮ 部活動の地域移行・地域連携のメリットとデメリットを、どのように保護者や地域住民に説明すればよいか。

メリットは、①生徒にとって活動の選択肢が増える、②専門性の高い指導が受けられる、③学校における働き方改革が進み、学校教育の質が向上することなどが挙げられる。デメリットは、①家庭の負担増、②受け皿となる地域団体等の負担増などである。

⑯ 休日と平日を分けない方が、あるいは、休日よりも平日の方が、スポーツ・文化芸術等に親しむ環境の整備や充実を進めやすい場合もあるが、今回は休日だけの地域移行でよいのか。

今回は、休日の部活動の地域移行・地域連携を着実に進め、平日については実情に応じて取り組むこととしており、地域の実情等を踏まえ、関係者間で中長期的な視点に立って検討していただければよい。

⑰ 全ての部活動が地域移行できればよいが、人材不足や財政的な理由等により、結果的に一部の部活動しか地域移行できなくてもよいか。

各市町村において、2025（令和7）年度までの改革推進期間に、地域のスポーツ・文化芸術活動の環境整備を含めて、地域移行に向けた取組を実情に応じて着実に進めることが重要である。したがって、地域への移行が難しい種目等については、部活動の地域連携を進めることで、生徒の活動環境の確保と教師の負担軽減を目指していただきたい。

⑱ 吹奏楽部以外の文化部活動の地域移行について、県はどのように考えているか。

吹奏楽部以外の美術部、コンピュータ部、科学部、合唱部などの文化部活動については、先行して地域移行に取り組んでいる吹奏楽部での成果と地域の実情を踏まえ、2025（令和7）年度までの改革推進期間に、順次、地域移行・地域連携の取組を進めていただきたい。

⑲ 県教育委員会における部活動の地域移行・地域連携を所管する部署はどこか。

運動部活動については保健体育課、文化部活動についてはあいちの学び推進課が所管する。

